

外国規格無線設備対策に係る周知啓発用ラジオCMの放送等に関する請負

# 入札説明書

(最低価格落札方式)

令和6年9月13日

支出負担行為担当官  
四国総合通信局長 中澤 忠輝

# 目 次

## ◎ 入札及び契約に関する事項

1. 契約担当官等
2. 調達内容
3. 競争参加資格
4. 競争参加資格を有していない者の手続き
5. 問い合わせ先
6. 入札者に求められる義務等
7. 入札書の記載方法及び提出等
8. 秩序の維持
9. 開札
10. 落札者の決定
11. 契約書の作成
12. その他

- ・別記様式第1号 入札書
- ・別記様式第2号 委任状
- ・別記様式第3号 理由書
- ・別添1 契約書(案)
- ・別添2 仕様書

## ◎ 入札及び契約に関する事項

### 1 契約担当官等

支出負担行為担当官

四国総合通信局長 中澤 忠輝

### 2 調達内容

#### (1) 件名及び数量

外国規格無線設備対策に係る周知啓発用ラジオCMの放送等に関する請負

#### (2) 特質等

別添仕様書のとおり。

#### (3) 契約期間及び契約場所

##### ア 契約期間

契約日から令和7年1月20日（月）まで

##### イ 契約場所

別添仕様書のとおり。

#### (4) 提出書類等の受付期間

令和6年9月13日（金）9時00分から令和6年9月24日（火）17時00分まで

「電子調達システム」により入札する場合も同様とする。

#### (5) 入札・開札の場所及び日時

##### ア 場 所

愛媛県松山市味酒町2丁目14-4

四国総合通信局 面談室2（1階）

##### イ 日 時

・電子調達システムによる入札

令和6年9月25日（水）8時30分から令和6年9月30日（月）13時30分まで

・紙による入札

令和6年9月30日（月）13時30分

・開札

令和6年9月30日（月）13時35分

「電子調達システム」により入札する場合は、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。

### 3 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。

(3) 令和4・5・6年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において、営業品目「広告・宣伝」のA、B又はC等級に格付けされ、なお且つ四国地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 総務省及び他省庁等における指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中ではないこと。ただし、他省庁等における処分期間については、総務省の処分期間を超過した期日は含めない。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

#### ア 契約の相手方として不適当な者

- (ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

#### イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者
- (6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。
- (7) 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議）を踏まえた人権尊重に取り組むよう努めること。
- ※ 『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』  
<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>
- (8) 下記7の入札者に求められる義務等を履行した者
- (注) 上記(1)から(5)の各要件に係る当該調達に係る競争参加資格の有無についての判断基準日は、開札日時点とする。

## 4 競争参加資格を有していない者の手続き

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
- ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。  
ただし、未成年者、被保人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- イ 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内で定められた期間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）
- (ア) 契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (エ) 監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- (オ) 正当な理由がなくて契約の履行をしなかったとき。

- (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
  - (キ) 前各号の規定により一般競争に参加できないこととされている者を、契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。
- (2) 競争参加資格申請書の入手方法等
- 競争参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、所定の資格審査申請書を入手し、速やかに資格審査申請を行わなければならない。

## 5 問い合わせ先等

- (1) 入札及び契約手続に関する事項
- 四国総合通信局 総務部総務課財務室 資材係  
電 話：089-936-5026（閉庁日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:15）  
E-mail: shikoku-shizai@ml.soumu.go.jp
- (2) 仕様書の内容に関する事項
- 四国総合通信局 電波監理部 電波利用環境課  
電 話：089-936-5055（閉庁日を除く 9:00～12:00 及び 13:00～17:15）  
E-mail: shikoku-kankyokka@soumu.go.jp

## 6 入札者に求められる義務等

本案件は、電子調達システム対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙による入札をすることができる。

入札に参加を希望する者は、次に示す書類等を上記2（4）に示す期間に上記5（1）に示す場所に提出しなければならない。

（期限厳守のこと。郵送する場合は、期限までに必着のこと。）

- (1) 競争参加資格審査結果通知書の写し（1部）
- (2) 下見積書等（1部）

代表者の記名を行うこと。また、内訳を記載し、数量、単価等を明記し、見積もった金額（税込）に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (3) 理由書（1部）  
（※「電子調達システム」を利用して入札を行うことができない場合のみ）
- (4) 委任状（1部）  
（下記7（4）「代理人による入札」に該当する場合のみ）

提出された書類を審査の結果、請け負わせることができると判断した場合に限り入札の対象者とする。

なお、提出した資料等について説明を求めたときは、これに応じなければならない。

## 7 入札書の記載方法及び提出等

- (1) 「電子調達システム」による入札の場合  
「電子調達システム」に定める手続きに従うこと。
- (2) 紙による入札の場合の入札書の記載方法
  - ア 入札書は日本語で記載すること。  
なお、金額については日本国通貨とする。
  - イ 入札書は別記様式第1号（入札書）によること。

ウ 記載項目は次のとおり。

(7) 入札金額

- ① 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。
- ② 入札金額は総価を入札金額とする。
- ③ 入札金額は下見積書の金額を超えないこと。

(4) 件名

上記2（1）に示した件名とする。

(4) 年月日

入札書を作成した年月日とする。

エ 入札者の氏名等

(7) 入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とする。

(4) 外国業者にあつて押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

オ 業者コード

一般競争参加資格の10桁の業者コードを必ず記入すること。

(3) 入札書の提出方法

入札者は原則「電子調達システム」により入札書を提出しなければならない。

ア 「電子調達システム」による入札の場合は、「電子調達システム」で定める手続に従い、上記2（5）のアに示す期間に入札書を提出しなければならない。

イ 紙による入札の場合は、入札書を封筒（長形3号）に入れ封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「9月30日13時35分開札「入札件名」の入札書在中」と記載しなければならない。

ウ 入札者は、入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

(4) 代理人による入札

ア 代理人が従来の紙により入札する場合には、入札書に競争参加資格者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示、当該代理人の記名をしておくとともに、入札書の提出日時までに委任状を提出しなければならない。

イ 代理人が「電子調達システム」により入札する場合は、入札書の提出日時までに「電子調達システム」で定める委任状の手続を終了していなければならない。

ウ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

(5) 入札書の無効

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

ア 本公告に示した入札参加に必要な資格のない者により提出された入札書。

イ 入札書提出期限までに指示する場所に提出されない入札書（ただし、遅れた理由が支出負担担当官にある場合を除く）

ウ 委任状のない代理人により提出された入札書。

エ 代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の記名のない入札書。

- オ 二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書。
  - カ 同一の者により提出された2通以上の入札書。
  - キ 入札書が郵便で差し出された場合において、上記7(2)ウに定める記載及び6に定める書類の添付のない入札書
  - ク 記載事項が不備な入札書。
    - (ア) 入札金額が不明確な入札書。
    - (イ) 金額を訂正した入札書。
    - (ウ) 品名・数量が仕様書等で示したものと異なる入札書。
    - (エ) 調達する物品の品名及び合価の記載のない入札書。
    - (オ) 入札者及び代理人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名)の判然としない入札書。
    - (カ) 記名のない入札書。
    - (キ) その他記載事項が不備又は判読できない入札書。
  - ケ 明らかに連合によると認められる入札書。
  - コ 国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令(昭和55年政令第300号)第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの当該入札書。
  - サ その他入札に関する条件に違反した入札書
- (6) 入札書の内訳金額と合計金額が符合しない場合
- ア 落札者決定後、速やかに内訳書を提出すること。
  - イ 内訳書の様式は適宜とし、記載内容は数量、単価及び金額等を明らかにすること。
  - ウ 内訳金額が合計金額と符合しない場合は、入札金額で入札したものとみなす。この場合において、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

## 8 秩序の維持

### (1) 「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

- ア 入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
  - イ 入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
  - ウ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。
  - エ 入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。
- (2) 入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。なお、入札執行官が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。
  - イ みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

## 9 開札

- (1) 「電子調達システム」により入札する場合
  - ア 入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機すること。
  - イ 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、「電子調達システム」の再度入札通知書に示す時刻までに再度入札を行うこと。
  - ウ 開札時刻に連絡が取れるよう、事前（入札前日の15時まで）に連絡先を四国総合通信局財務室資材係に知らせておくこと。
- (2) 紙による入札の場合
  - ア 開札は入札者又はその代理人を1名のみ立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
  - イ 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、「電子調達システム」の再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うこと。
- (3) 再度入札をしても落札者がいないときは、入札を取り止めることがある。この場合、異議の申立てはできない。
- (4) 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。
- (5) 入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (6) 入札者又はその代理人は、契約担当官等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。
- (7) 「電子調達システム」に停電、システム障害等止むを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入開札の延期を行うことがある。

## 10 落札者の決定

- (1) 落札者の決定方法
  - ア 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予算決算及び会計令第84条に該当する場合は、予算決算及び会計令第85条の基準（予定価格に10分の6を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。
  - イ 上記アのただし書きによる調査の結果、会計法第29条の6第1項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位の者を落札者とすることがある。

（会計法第29条の6第1項ただし書き抜粋）

相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。
  - ウ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、入札者又は、代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。



- エ 契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭及び「電子調達システム」の開札結果通知書で通知する。
- (2) 落札決定の取消
- 次の各号のいずれかに該当するときは、落札者の決定を取り消す。
- ただし、契約担当官等が正当な理由があると認めたときはこの限りではない。
- ア 落札者が、契約担当官等から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。
  - イ 上記7（6）の規定により入札書の補正をしないとき。
  - ウ 上記「3 競争参加資格」及び「6 入札者に求められる義務等」について虚偽の申告、記載等があることが判明したとき。
- (3) その他
- 上記（2）ウに該当する場合、落札者に対し損害賠償等を求めることができる。

## 1 1 契約書の作成

- (1) 契約書は、原則、「電子調達システム」で定める手続きに従い、以下のとおり作成しなければならない。
- ア 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。
  - イ 契約書において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - ウ 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。
- (2) 紙による契約書の作成の場合は上記1 1（1）アからウに加え、以下のとおりとする。
- ア 契約書案  
別添1 契約書（案）のとおり
  - イ 契約書の作成方法
    - (7) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管する。
    - (イ) 契約書の用紙は交付する。（別添1の契約書案を使用すること）
    - (ウ) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名し、押印した後に本契約が成立したものとする。

## 1 2 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金  
免除
- (3) 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期
  - ア 支払方法及び支払場所  
銀行振込による届出日本銀行指定金融機関口座
  - イ 支払時期  
四国総合通信局において、契約内容が履行されたことを確認した後、適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払う。

- (4) 入札者は、支出負担行為担当官が指定する日時までに仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておくものとする。
- (5) 入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。
- (6) 監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。  
なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。
- (7) 契約に要する費用は、すべて落札者の負担とする。

## (参考)

### 1 統一資格審査申請受付機関

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

上記アドレスから「各省庁受付部局(窓口)検索」で、お近くの受付窓口をご確認ください。

### 2 政府電子調達(GEPS)

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

上記アドレスから「電子調達システム利用開始方法」を参照いただき、電子入札の準備をお願いいたします。

### 3 政府電子調達(GEPS)に関する問い合わせ。

調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク

受付時間：平日 9時00分～17時30分

(国民の祝日・休日、12月29日から1月3日までの年末年始を除く)

電話番号：0570-000-683 (ナビダイヤル)

03-4332-7803 (IP電話等をご利用の場合)

Webから：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA02/OZA0201>

(メールでのお問い合わせ)

## 入札書

件名：外国規格無線設備対策に係る周知啓発用ラジオCMの放送等に関する請負

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、入札します。また、この入札書は、原本であり、記載内容に一切虚偽がないことを誓約します。

(総価)

金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

円

(金額の右詰で記載し、左端は¥で締めること。)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

四国総合通信局長 中澤 忠輝 殿

住所：

商号又は名称：

代表者氏名：

(代理人氏名)

業者コード：

### <留意事項>

1. 提出年月日は、必ず記入のこと。
2. 金額の訂正は、認めない。
3. 開札時における再度入札を考慮して入札書は、余分に用意すること。
4. ( ) 内は、代理人が入札するときを使用すること。
5. 用紙の大きさは、A4 (縦) とする。
6. 見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。

(別記様式2号)

# 委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
四国総合通信局長 中澤 忠輝 殿

住 所  
名 称  
代表者名

私は（ 受任者氏名 ）を代理人と定め、支出負担行為担当官四国総合通信局長の発注する「外国規格無線設備対策に係る周知啓発用ラジオCMの放送等に関する請負」契約に関し、下記の権限を委任します。

また、この委任状は原本であり、記載内容に一切虚偽がないことを誓約します。

記

## 《委任事項》

入札及び見積りに関する一切のこと。

## 〈留意事項〉

1. 作成年月日は、必ず記入のこと。
2. 用紙の大きさは、A4（縦）とする。

支出負担行為担当官  
四国総合通信局長 中澤 忠輝 殿

住 所  
社 名  
代表者名

## 理 由 書

弊社は、下記の調達案件については、電子調達システムを利用せず、紙により手続きを行うこととします。

なお、理由は下記のとおりです。

### 記

#### 1 調達案件

(1) 調達番号：

(2) 調達件名：

(3) 開札年月日：令和 年 月 日

#### 2 応札手続

(1) 電子入札での応札が出来ない理由

- 電子調達システムの推奨環境に適用しないため
- 電子証明書を取得していないため
- その他（ )

(2) 電子入札利用手続の利用開始に向けた対応状況

(3) 電子調達システム利用可能目途

#### 3 契約手続

(1) 電子契約が出来ない理由

- 電子調達システムの推奨環境に適用しないため
- 電子証明書を取得していないため
- その他（ )

(2) 電子入札利用手続の利用開始に向けた対応状況

(3) 電子契約締結可能目途

【記入例】

(別記様式 3 号 理由書)

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
四国総合通信局長 中澤 忠輝 殿

住 所  
社 名  
代表者名

## 理 由 書

弊社は、下記の調達案件については、電子調達システムを利用せず、紙により手続きを行うこととします。

なお、理由は下記のとおりです。

### 記

#### 1 調達案件

- (1) 調達番号：
- (2) 調達件名：
- (3) 開札年月日：令和 年 月 日

#### 2 応札手続

- (1) 電子入札での応札が出来ない理由（複数選択可）

- 電子調達システムの推奨環境に適合しないため
- 電子証明書を取得していないため
- その他（ )

- (2) 電子入札利用手続の利用開始に向けた対応状況

(記入例)

- ・ソフトウェア（OS）が電子調達システムの推奨環境に適合しないが、適合する PC を手配中である。
- ・電子調達システム対応認証局に電子証明書の取得手続中である。

- (3) 電子調達システム利用可能目途

(記入例)

- ・電子調達システムの推奨環境に適合する PC の手配完了次第（令和 年 月）
- ・電子証明書の取得次第（令和 年 月）

#### 3 契約手続

- (1) 電子契約が出来ない理由

- 電子調達システムの推奨環境に適用しないため
- 電子証明書を取得していないため
- その他（ )

- (2) 電子契約手続の実施に向けた対応状況

(記入例)

- ・ソフトウェア（OS）が電子調達システムの推奨環境に適合しないが、適合する PC を手配中である。
- ・電子調達システム対応認証局に電子証明書の取得手続中である。

- (3) 電子契約締結可能目途

(記入例)

- ・電子調達システムの推奨環境に適合する PC の手配完了次第（令和 年 月）
- ・電子証明書の取得次第（令和 年 月）

# 仕様書

## 契約件名

外国規格無線設備対策に係る周知啓発用ラジオCMの放送等に関する請負

### 1 概要

外国規格無線設備対策に係る周知啓発活動として、ラジオCMの放送等を実施する。

### 2 請負内容

#### (1) 外国規格無線設備対策に係る周知啓発用ラジオCMの入稿

ア 四国総合通信局電波監理部電波利用環境課（以下「主管課」という。）が提供するCM素材（各県用に20秒間のものを1本、合計4本）について、下記(2)のアに記載した各放送事業者に対して、該当する県のCM素材に係る事前確認と各放送事業者が指定するファイル形式を取りまとめて主管課まで回答すること。

イ 上記アの回答に基づき四国総合通信局から提供する「外国規格無線設備対策に係る周知啓発用ラジオCM素材」を必要に応じて複写し該当の放送事業者へ入稿する。

#### (2) 外国規格無線設備対策に係る周知啓発用ラジオCMの放送

ア ラジオ放送を実施する放送事業者

AM放送及びFM放送により、できるだけ多くの聴取を獲得するため、次に記載した四国管内の県域放送事業者とコミュニティ放送事業者による放送を実施する。

##### 【県域放送事業者（8者）】

- ・南海放送株式会社
- ・西日本放送株式会社
- ・四国放送株式会社
- ・株式会社高知放送
- ・株式会社エフエム愛媛
- ・株式会社エフエム香川
- ・株式会社エフエム徳島
- ・株式会社エフエム高知

##### 【コミュニティ放送事業者（8者）】

- ・今治コミュニティ放送株式会社
- ・株式会社ハートネットワーク
- ・宇和島ケーブルテレビ株式会社
- ・エフエム高松コミュニティ放送株式会社
- ・エフエム・サン株式会社
- ・株式会社エフエムびざん
- ・高知シティエフエムラジオ放送株式会社
- ・MSI株式会社（FMはたらんど）

イ 放送の実施内容

上記アの放送事業者は、次のとおり放送を実施すること。

#### (7) 放送内容

上記(1)のイで入稿したCM素材を20秒の「外国規格無線設備対策に係る周知



啓発用ラジオCM」として該当の放送エリアごとに放送すること。

(イ) 放送期間

令和6年11月1日（金）から令和6年11月15日（金）までの15日間で可能な限り均等に放送を実施すること。

(ウ) 放送回数

ラジオCMの放送回数は、放送事業者ごとに44回以上とする。

(エ) 放送時間

放送事業者は、下記の5つの時間帯の区切りの中でラジオCM放送を実施すること。

なお、a及びdの時間帯については、全放送回数（44回以上）の半数以上（22回以上）の放送を実施すること。

a 07:00 ～ 09:00

b 09:00 ～ 12:00

c 12:00 ～ 17:00

d 17:00 ～ 19:00

e 19:00 ～ 02:00

(3) インターネットと連動したCM素材の活用への協力

上記(2)のアの放送事業者が発信するSNSや開設するWEBサイト等においてCM素材等を紹介するなど、放送とインターネットを連携させたCM素材の活用が可能な場合には、請負者は当該放送事業者に対して、その実施について協力の依頼をする。

3 著作権の扱い

本請負契約の履行に伴い発生する著作物に関する一切の権利（著作権隣接権を除く）及び著作権は保護期間が満了するまでの間、四国総合通信局に全て帰属する。

4 提出物（報告）

各放送事業者から提出された当該ラジオCMに係る放送確認書等の実際に放送された日時やインターネットと連動したCM素材の活用に関与した場合には視聴回数等を記した書類をとりまとめた報告書 1通

なお、放送実施前の時点で、必要に応じて当該ラジオCMの放送時間を記載した放送時間取り案の提出を求められます。

5 放送実施の報告期限

令和7年1月20日（月）

6 報告場所

主管課

7 その他

詳細・疑義等については、主管課（電話：089-936-5055）まで照会すること。

なお、上記により難しい場合は、主管課と協議のうえ決定すること。